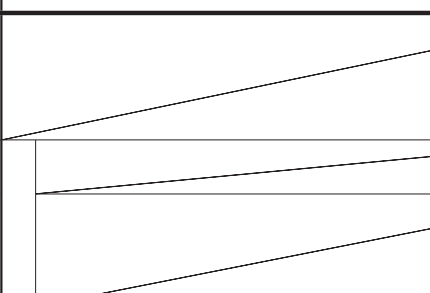
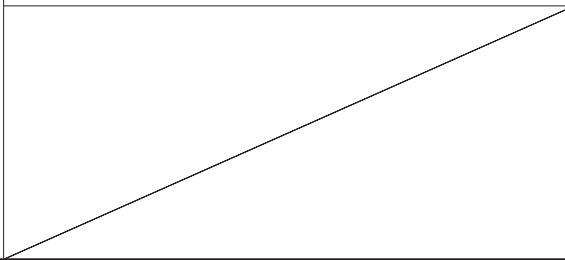
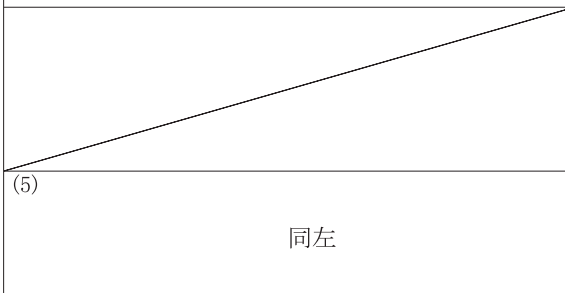


## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等)

【凡例】  
 太字：整備基準A(仮称)と整備基準B(仮称)の相違点  
 網掛け：特定経路

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
1 特定経路		共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち一以上及び各住戸から車いすを利用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができる <b>駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)</b> までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「 <b>特定経路等</b> 」という。)にしなければならない。	共同住宅等においては、道等から各住戸(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この表において「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある <b>共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。)</b> までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「特定経路」という。)にしなければならない。
	移動等円滑化経路との重複	<b>特定経路等</b> となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等若しくはその一部又は共同住宅等以外の建築物の整備基準表の1の項「移動等円滑化経路等」に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、 <b>特定経路等</b> となるべき経路又はその一部については、この別表の規定は適用しない。	特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等若しくはその一部又は共同住宅等以外の建築物の整備基準表の1の項「移動等円滑化経路等」に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、特定経路となるべき経路又はその一部については、この別表の規定は適用しない。
	移動等円滑化経路の整備基準の適用	共同住宅等において、共同住宅等以外の建築物の整備基準表の1の項「移動等円滑化経路等」に規定する移動等円滑化経路等が存在する場合は、共同住宅等以外の建築物の整備基準表の規定が適用される。	同左
	段差の禁止	<b>特定経路等</b> 上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口		<b>多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)</b> の一以上は次に掲げるものでなければならない。	
	(イ) 幅は85cm以上とすること。		
	(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
特定経路		当該 <b>特定経路等</b> を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
	(1) 幅は85cm以上とすること(2)に掲げるもの並びにエレベーターのかご(人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)及び昇降機の出入口に設けられるものを除く。ただし、構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	(1) 幅は、80cm以上とすること。	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は100cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は85cm以上とすることができる。	(2)	
	(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
3 廊下等		多数の者が利用する廊下その他これに類するもの(以下この表において「廊下等」という。)は次に掲げるものでなければならない。	同左
		(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。 (2) <b>階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。</b>	(1) 同左 
特定 経路		当該 <b>特定経路等</b> を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。	当該特定経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
		(1) 幅は、 <b>140cm以上</b> とすること。 <b>ただし、構造上やむを得ない場合は、120cm以上とすることができる。この場合、50m以内ごとに車いすが転回できる構造の部分</b> を設けること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(1) 幅は、120cm以上とすること。 (2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けること。 (3) 同左
4 階段	[1]	多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 同左
		(1) <b>踊場を含めて</b> 、手すりを設けること。	(1) <b>段がある部分に</b> 、手すりを設けること。
		(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。	(2) 同左
		(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相 又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別 できるものとする。	(3) 同左
		(4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるも のを設けない構造とすること。	(4) 同左
		(5) <b>段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブ ロック等を敷設すること。ただし、段のある部分と 連続して手すりが設けられているものである場合 においては、この限りでない。</b>	(5) 同左 
	(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り 階段以外の階段を設ける空間を確保することが困 難であるときは、この限りでない。		
	[2] 多数の者が利用する階段のうち一以上は、次に掲げ るものでなければならない。	[2] 同左	
	(1) <b>踊場を含めて</b> 、 <b>両側</b> に手すりを設けること。	(1) <b>踊場に</b> 手すりを設けること。	
	(2) けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以 上とすること。	(2) 同左	
	(3) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手 すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)は、 120cm以上とすること。	(3) 同左	
	[3] 前項の規定は、共同住宅等以外の建築物の整備基準 表の6の項「エレベーター及びその乗降ロビー」に定め る基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併 設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢 者、障害者等が利用する階段については、この限りで はない。	[3] 同左	

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。	同左
		(1) 手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。 (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事。	(1) <b>勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</b> (2) 同左 (3) 同左
特定経路		当該 <b>特定経路等</b> を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。	当該特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
		(1) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	(1) 同左
		(2) 勾配は1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	(2) 同左
		(3) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	(3) 同左
		(4) 両側に側壁又は立上りを設けること。	(4) 同左
	(5) 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	(5) 同左	
6 エレベーター及びその乗降ロビー		当該 <b>特定経路等</b> を構成するエレベーター(7の項「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	当該特定経路を構成するエレベーター(7の項「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
		(1) かご(人をも乗せ乗降する部分をいう。以下この項において同じ。)は、 <b>多数の者が利用する階</b> に停止すること。	(1) かご(人をも乗せ乗降する部分をいう。以下この項において同じ。)は、各住戸、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして8の項「便所」[2](1)及び(2)に定める構造の便所(以下「車いす使用者用便所」という。)又は車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)がある階及び地上階に停止すること。
		(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	(2) 同左
		(3) <b>かごの内部については次に掲げるものとする事。ただし、車いすで利用できる機種を採用する場合はこの限りではない。</b> ① 奥行きは、 <b>135cm</b> 以上とすること。 ② 幅は、 <b>140cm</b> 以上とすること。 ③ <b>車いすの転回に支障のない構造とすること。</b>	(3) かごの奥行きは、115cm以上とすること。
		(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。 <b>当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策等を講ずるものとする。</b>	(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
6 エレベーター 及びその乗降 ロビー		(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 <b>また、点字、文字等の浮き彫り、音声案内により視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。</b>	(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
		(6) かご内に、停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 <b>また、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</b>	(6) かご内に、停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
		(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 <b>また、かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</b>	(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
		(8) <b>その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</b>	
7 特殊な構造 又は使用形態 のエレベーター その他の昇降 機		<b>特定経路等</b> を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1 <b>第1号</b> (別添資料1参照)に規定するもの)は、次に掲げる構造とすること。	
		(1) エレベーターにあつては、次に掲げるものであること。	(1) 同左
		(イ) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号(別添資料2参照)に規定するものとする。	(イ) 同左
		(ロ) かごの幅は、70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。	(ロ) 同左
	(ハ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。	(ハ) 同左	
		(2) <b>エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書(別添資料3参照)に規定するものであること。</b>	